

〔論 説〕

建設アスベスト訴訟における
建材メーカーの賠償範囲

渡 邊 知 行

- 一 はじめに
- 二 判例の動向
- 三 集团的寄与度の判断基準
- 四 被告企業の責任期間による減責
- 五 今後の課題

一 はじめに

建設アスベスト訴訟において、最判令和3年5月17日民集75巻5号1359頁（以下に、〔最判令和3年〕という。）は、民法719条1項後段を類推適用して、被害者らが建材によるアスベスト粉じんにはく露されてり患した石綿関連疾患による損害について、適格性が認められる第一審被告建材メーカーらが、集团的寄与度の範囲で連帯して賠償責任を負う旨を判示した⁽¹⁾。

下級審判決として、〔1〕横浜地判平成24年5月25日訟月59巻5号1157頁（神奈川1陣第一審判決）、〔2〕東京地判平成24年12月5日判時2183号194頁（東京1陣第一審判決）、〔3〕福岡地判平成26年11月7日（九州1陣第一審判決）、〔4〕大阪地判平成28年1月22日判タ1426号49頁（大阪1陣第一審判決）、〔5〕京都地判平成28年1月29日判時2305号22頁（京都1陣第一審判決）、〔6〕札幌地判平成29年2月14日判時2347号18頁（北海道1陣第一審判決）、〔7〕横浜地判平成29年10月24日

(神奈川 2 陣第一審判決)、[8] 東京高判平成 29 年 10 月 27 日判タ 1444 号 137 頁 (神奈川 1 陣控訴審判決、[1] の控訴審判決)、[9] 東京高判平成 30 年 3 月 14 日 (東京 1 陣控訴審判決、[2] の控訴審判決)、[10] 大阪高判平成 30 年 8 月 31 日判時 2404 号 4 頁 (京都 1 陣控訴審判決、[5] の控訴審判決)、[11] 大阪高判平成 30 年 9 月 20 日判時 2404 号 240 頁 (大阪 1 陣控訴審判決、[4] の控訴審判決)、[12] 福岡高判令和元年 11 月 11 日 (九州 1 陣控訴審判決、[3] の控訴審判決)、[13] 東京高判令和 2 年 8 月 28 日判時 2468・2469 号 15 頁 (神奈川 2 陣控訴審判決、[7] の控訴審判決)、[14] 東京地判令和 2 年 9 月 4 日 (東京 2 陣第一審判決) がある。[5]、[7]、[10]、[11]、[12]、[13] 及び [14] 判決は、民法 719 条 1 項後段を類推適用して、原告らの請求を一部認容していた。

[最判令和 3 年] は、[8] 判決の上告審である。[8] 判決は、民法 719 条 1 項後段について、「行為者が被害者に生じた権利・法益侵害を発生させる具体的な危険を惹起する行為をした場合」に、経験則上、因果関係を推定する趣旨であると解した。そして、被告ら 3 社について、中皮腫に罹患した者には、単独惹起力があることが明らかでないので、同項後段を適用して、集団的寄与度の 3 分の 1 の範囲で連帯責任を負う、他方、中皮腫以外の石綿関連疾患に罹患した者には、単独惹起力がないので寄与度に応じた分割責任を負う、と判示した。

[最判令和 3 年] は、同項後段の趣旨を、通説的見解にしたがって⁽²⁾、「被害者の保護を図るため、公益的観点から、因果関係の立証責任を転換」するものであることを明確に示したうえで、次のように判示して、本件事案に同項後段を類推適用して、被告らが集団的寄与度の範囲で連帯責任を負うものと解した。

「被告らを含む多数の建材メーカーは、石綿含有建材を製造販売する際に、当該建材が石綿を含有しており、当該建材から生ずる粉じんを吸入すると石綿肺、肺がん、中皮腫等の重篤な石綿関連疾患を発症する危険があること等を当該建材に表示する義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行していなかったものであり、また、中皮腫に罹患した本件被災大工らは、本件ボード三種を直接取り扱っており、本件ボード三種のうち被告らが製造販売したものが、上記の本件被災大工らが稼働する建設現場に相当回数にわたり到達して用いられていたというのである。上記の本件被災大工らは、建設現場において、複数の建材メーカーが製造販売した石綿含

有建材を取り扱うことなどにより、累積的に石綿粉じんにはばく露しているが、このことは、これらの建材メーカーにとって想定し得た事態というべきである。

また、上記の本件被災大工らが本件ボード三種を直接取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、各自の石綿粉じんのばく露量全体のうちの3分の1程度であったが、上記の本件被災大工らの中皮腫の発症について、被告らが個別にどの程度の影響を与えたのかは明らかでない。」

このような諸事情のもとで、「被害者保護の見地から、上記の同項後段が適用される場合との均衡を図って、同項後段の類推適用により、因果関係の立証責任が転換されると解するのが相当である。もっとも、本件においては、本件被災大工らが本件ボード三種を直接取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、各自の石綿粉じんのばく露量全体の一部にとどまるという事情があるから、被告らは、こうした事情等を考慮して定まるその行為の損害の発生に対する寄与度に応じた範囲で損害賠償責任を負うというべきである。」被告らは、「本件被災大工らの各損害の3分の1について、連帯して損害賠償責任を負う」と。

原審の[8]判決は、肺がんになり患した被害者の喫煙歴について、「喫煙歴が石綿による肺がんのリスクを相乗的に高め、肺がん発症に一定の影響を与えている」ので、民法722条2項を類推適用して、「喫煙量・喫煙歴の寄与割合を厳密に切り分けることは困難である上に、喫煙すること自体は社会的に許容された嗜好であり、健康に対する警告も一般的なものとどまっていたことを勘案すると、減額は控えめに、かつ一律に行うのが相当」であるとして、賠償額の10%を減額した。[5]、[10]、[11]、[12]、[13]及び[14]判決は、同様の減額修正をする。

さらに、[5]京都1陣第一審判決は、一連の集団訴訟においてはじめて原告らの請求を一部認容したものであるが、次のような減額修正をした。[10]控訴審判決もこのような判断を維持し、最高裁による上告申立ての不受理決定により確定している。(1)被告企業の責任範囲に基づく修正として、国、雇用主の賠償額の負担を控除して、3分の1に減額する、(2)責任外建材からのばく露について、同項を類推適用して減額する、及び(3)被告建材メーカーの責任期間に基づいて、同項を類推適用して減額する、という。

本稿では、建設アスベスト訴訟の下級審判例を考察して、このような減

額修正が不法行為法において公平に適うものであるのか、建材メーカーらはいかなる範囲で賠償責任を負うのが公平に適うのかを検討する（二）。(2)については大気汚染公害訴訟の判例を参照して（三）、(3)については、じん肺労災訴訟の判例を参照して検討する（四）。最後に、建設アスベスト訴訟の全面的な解決に向けて、今後の課題を提示する（五）。

二 判例の動向

本項では、民法719条1項後段を類推適用して、原告らの請求を一部認容した下級審判例が、被告建材メーカーらについて、被害者の損害に寄与した割合ないし賠償額を判断するに当たって、(1)建材メーカーの事業者・国の責任との関係を踏まえた責任範囲、(2)責任外建材からのばく露、(3)建材メーカーの責任期間をどのように考慮したのかを考察する。

1 京都1陣判決（[5]第一審判決、[10]控訴審判決）

第一審は、一でみたように減額修正して、原告らの請求を一部認容した。控訴審は、民法719条1項を類推適用する場合には、建材が現場に到達した「相当程度以上の可能性がある」共同行為者の行為と損害の発生との間に事実的因果関係が認められるので、加害行為の充分性の要件を緩和して、適格性のある被告らを特定することで足りるものと解し、特定された被告らに連帯責任を課す一方で、次のように判示して、第一審の減額修正の判断を維持している。

(1) 建材メーカーの事業者・国の責任との関係を踏まえた責任範囲

作業従事者を雇用する事業者（または一人親方等への注文主）は、作業従事者が石綿関連疾患を発症することがないように配慮する安全配慮義務を第一次的に負うのに対して、被告らは、「自らが製造・販売した石綿含有建材がどこの建築現場で使用され、どのような建築作業従事者が使用するかを知り得る立場にはなく、また、建築現場に影響力を行使して、建築作業従事者が当該石綿含有建材を使用する際に、防じんマスクや送気マスクの着用、集じん機付き電動工具の使用等といった石綿粉じん曝露を防止するための措置を強制ないし指導できる立場にもなかった」「事情を考慮すると、一審被告企業らがその責任が肯定される被災者らに対して負うべき損害賠償義務は、損害の公平の分担の見地から、それぞれの損害額の3

分の1を限度とする」とした。「被告企業らは、作業現場において建築作業に従事する者らに対して、通常は、警告表示を行う以外に直接その健康や安全を確保する手段を持つものではないのに対して、事業者は、直接被災者らの健康や安全を確保する手段を有しているのにこれを怠ったのであるから、被災者らの石綿関連疾患発症について、事業者の責任に比して一審被告企業らの寄与は、相対的に小さい」という。

(2) 責任外建材からのばく露

「被災者らが責任外建材からも石綿粉じん曝露していた場合には、一審被告企業らによる警告表示なき責任建材の製造・販売行為が被災者らの石綿関連疾患発症に与えた影響は限定的」であるので、「被災者らの慰謝料額の算定に当たっては、損害の公平な分担の見地から、民法722条2項の類推適用により、責任外建材からの曝露の影響を考慮する必要がある」とした。①被災者が従事した作業の種類、②責任外建材の当該種類の建材に占めるシェア、③到達可能性を否定しきれない責任外建材の存在を総合的に考慮する。

(3) 建材メーカーの責任期間

「被告企業らの全体としての責任期間が各石綿関連疾患の発症に必要な職業曝露期間以上」である場合においても、「自らが責任建材を販売した責任期間が職業曝露期間に満たない場合には、かかる一審被告企業の責任建材の警告表示なき販売行為が当該被災者の石綿関連疾患の発症に与えた影響は限定的」であるので、民法722条2項を類推適用して、「被災者らの石綿関連疾患の発症に必要な職業曝露期間に対し、当該一審被告企業らが責任建材を販売していなかった期間が占める割合に応じて、割合的に慰謝料額を減額」した。

2 大阪1陣判決（[4] 第一審判決、[11] 控訴審判決）

第一審は、原告の請求を棄却したが、控訴審は、「発生した結果に対して無視し得ない一定の寄与をしている」共同行為者の「寄与に応じた損害賠償責任を負担させることは、被害者救済に必要といえ、寄与に応じたものである限りは、選定されなかった者との間でも不平等とはいえない」、また、「主要原因企業として認定したグループは、石綿含有建材を製造し

ている企業という同一性があり、他の製造企業の存在、複数の石綿含有建材の建築現場への集積、石綿含有建材からの石綿粉じん発生の可能性の認識のもとで、自社製品を販売している」として、民法719条1項後段を類推適用して、被告らの集团的寄与度の範囲で被告らの連帯責任を認めて、原告らの請求を一部認容した。

(1) 建材メーカーの事業者・国の責任との関係を踏まえた責任範囲

建材メーカーの責任範囲については、争点とされていない。

(2) 責任外建材からのばく露

集团的寄与度の判断において、いわゆる「横の寄与割合」として、次のように判断した。被告らは「石綿関連疾患発症への影響度が高いものを選んだ」のであり、「同時期においては、他に原因建材、原因企業があるのであるから、主要原因企業とされたグループの寄与の割合は、8割とみる」。

(3) 建材メーカーの責任期間

集团的寄与度の判断において、(2)に先立って判断した。いわゆる「縦の寄与割合」として次のように考慮するものとした。「本件各被災者は、いずれも、被控訴人企業らの警告表示義務違反が認められる以前の時期の石綿粉じん曝露が、石綿関連疾患発症には無視し得ない寄与をして」おり、「大部分の被災者が昭和50年以前に10年前後の石綿粉じん曝露期間を有している」ので、「主要原因企業とされたグループの寄与の割合は、5割は超えない」、「昭和50年以前の期間が20年を超える被災者については、主要原因企業とされたグループの寄与の割合は、3割とみる」、「昭和50年以前の期間が5年に満たないX」については、主要原因企業とされたグループの寄与の割合は、7割」である。

3 九州1陣判決（[3]第一審判決、[12]控訴審判決）

第一審は、原告の請求を棄却したが、控訴審は、民法719条1項後段を類推適用して、被告らの連帯責任を認めて、原告らの請求を一部認容した。被告らの責任について、「特定の企業による病因建材の製造という不法行為は、それ単独で石綿関連疾患を発症させるものではなく、他の企業

による石綿含有建材の製造という行為と相まって、累積的な石綿粉じん曝露により石綿関連疾患を発症させる」ので、「結果発生に対して与えた寄与の程度を検討することが必要となる」とした。

(1) 建材メーカーの事業者・国の責任との関係を踏まえた責任範囲

「労働契約上の安全配慮義務を負担する事業者が第一次的に負う」ことを理由として、国の規制権限不行使の責任について、「二次的、補充的なもの」であるとして、「損害の3分の1を限度とする」ものと解した。他方、事業者の一次的責任を理由として、建材メーカーの賠償範囲を限定するか否かは、争点とされていない。

(2) 責任外建材からのばく露

「病因建材という概念による共同不法行為者の特定が他の共同不法行為者の存在を完全に排斥し得るものでもない」ので、「病因建材を製造した第1審被告企業の基本的な寄与の割合を3分の1」とする。

(3) 建材メーカーの責任期間

「以前に石綿粉じんに曝露していたのであれば、病因建材を製造した第1審被告企業の石綿関連疾患発症に対する寄与の程度は」、「責任期間前の石綿粉じん曝露との関係で相対的に減少する」として、基本的寄与割合を次のように修正する。「責任期間前の石綿曝露期間が10年以上の被災者に係る第1審被告企業については、寄与の割合を基本的寄与割合の50%と、同期間が5年以上10年未満の被災者に係る第1審被告企業については、寄与の割合を基本的寄与割合の70%とする」。

さらに、「石綿関連疾患は、石綿粉じんに一定期間累積的に曝露することにより発症するものであるから、第1審被告企業の責任期間における各被災者の石綿粉じん曝露期間と病因建材を製造した期間とが重なり合う期間（製造期間）が短い場合には、病因建材を製造した第1審被告企業の石綿関連疾患発症に対する寄与の程度は、当該被災者との関係で相対的に減少する」ので、被告の製造期間による修正をする。石綿肺または肺がんについて、「6年以上10年未満の第1審被告企業については、寄与の割合の基本的寄与割合の90%とし、」「3年以上6年未満の第1審被告企業については、寄与の割合を基本的寄与割合の70%とする。」中皮腫について、「6

月以上1年未満の第1審被告企業については、寄与の割合を基本的寄与割合の70%とし、「6月未満の第1審被告企業については、寄与の割合を基本的寄与割合の50%とする。」

4 神奈川2陣判決（[7] 第一審判決、[13] 控訴審判決）

第一審は、民法719条1項後段を類推適用して、被告らの責任の判断基準を次のように判示して、原告らの請求を一部認容した。

「当該行為者の行為は、単独では結果を発生させる危険性がある行為とは認められないことからすると、当該行為者が客観的に発生した結果全部に対して当然に責任を負うとするのは、損害の公平な分担の観点から相当とはいえない。したがって、被害者とされる個々の本件元建築作業従事者らの事情（石綿粉じんばく露作業への従事期間、当該作業の内容、使用する石綿含有建材の種類が多寡等）、行為者とされた被告企業らが製造・販売した石綿含有建材の性質（含有する石綿の種類、石綿含有率、含有石綿の飛散性の有無・程度等）、当該行為の本件元建築作業従事者らに対する影響力（同種の建材の存否、販売地域、販売量、販売期間、商流が限定されていないかなど）等の個別具体的な事情に基づいて当該行為の違法性の程度を判断し、これに応じた責任を負う」と。

控訴審は、被告らが集团的寄与度に応じて連帯責任を負うものとして、その責任の範囲を次のように判示して、第一審の判断を変更した。

(1) 建材メーカーの事業者・国の責任との関係を踏まえた責任範囲

基本的寄与割合を判断するなかで、「建材メーカーである第一審被告企業らの負う警告義務は一次的・基本的なもの」として、[5] [10] 京都1陣判決のように、3分の1に限定することを否定した。

(2) 責任外建材からのばく露

「建築現場では、多様な職種の建築作業従事者が、相前後し、又は同時並行的に、作業場所を移動しながら種々の作業を行うことが常態であり、そこで取り扱われる石綿含有建材も様々である」ので、「本件元建築作業従事者らは、主要ばく露建材のみでなく、それ以外の石綿含有建材に由来する粉じんにもばく露していた蓋然性を否定することができない」ことを考慮して、被告らの基本的寄与割合を4分の3であるとして、被告らはそ

の範囲で責任を負うものとした。

(3) 建材メーカーの責任期間

「石綿粉じんにはばく露する期間が長ければ長いほど、累積ばく露量が増加し、同疾患発症の危険性が高くなるから、本件元建築作業従事者らが第1審被告企業らの責任期間前に石綿粉じんにはばく露し、当該ばく露の期間が長ければ、第1審被告企業らの石綿関連疾患発症の危険性に寄与する割合は、相対的に小さくなる」ので、「第1審被告企業らの責任期間前の石綿粉じんばく露期間の長短によって、第1審被告企業らの石綿関連疾患発症の危険性に対する寄与の割合」を定めて、「基本的寄与割合に乗じる」という調整をした。「責任期間前の石綿ばく露期間が10年以上の場合」は50%、「責任期間前の石綿ばく露期間が5年以上10年未満の場合」は70%、「責任期間前の石綿ばく露期間が5年未満の場合」は100%とした。

さらに、「第1審被告企業らの責任期間が短い場合には、石綿関連疾患発症の危険性に対する寄与の程度は小さくなる」ので、「その責任期間内の石綿粉じんばく露期間が短い者について」、次のような場合には賠償額を10%減額する。石綿肺及び肺がんを発症した者について「同期間が10年未満」の場合、中皮腫を発症した者について「同期間が1年未満」の場合、びまん性胸膜肥厚を発症した者について「同期間が3年未満」の場合、良性石綿胸水を発症した者について「同期間が1年未満」の場合である。

5 東京2陣判決（[14] 第一審判決）

判決は、民法719条1項後段を類推適用して、原告らの請求を一部認容した。「原告らにおいて、損害の原因となり得た行為者の全てを特定することは不可能であるとの本件の特質からすれば、他に原因となった者が存在することを考慮し、特定された共同行為者に対して、寄与度減額による損害賠償責任を認めることで公平な解決を図るか、あるいは同様の趣旨に基づき、共同行為者とされた被告企業らは、特定された共同行為者の行為の全体と対応する損害の部分（集团的寄与分）に応じた範囲で損害賠償責任を負うとする解決が図られるべき」であり、「原告らが特定した共同行為者の行為は、当該原告らが石綿関連疾患に罹患したことについて影響度の高いものであり、これにより当該原告（被災者）の損害が発生したとい

いう関係にあることからすれば、共同行為者の寄与割合は8割以上である」と解したうえで、被告らが責任を負う範囲を判示した。

(1) 建材メーカーの事業者・国の責任との関係を踏まえた責任範囲

国の規制権限不行使による責任、事業者の安全配慮義務違反による責任と「別個独立の責任」であることを明確にしたうえで、「石綿含有建材への警告表示が、安全配慮義務を効果的に履行する上での前提となるとしても、事業者がこれに応じて確実に安全配慮義務を履行して初めて現実の被害の発生を防止することができるのであって、被告企業らが、石綿含有建材に適切な警告表示をしていれば、被災者らの被害の全てを確実に回避できたとはいい難い」として、「被告企業らの責任の性質を鑑みれば、被災者の損害のうち、被告企業らの警告表示義務の不履行が寄与した部分は、各損害額の2分の1を限度とする」ものとした。

(2) 責任外建材からのばく露

「被告企業らの製造販売する石綿含有建材から生じる石綿粉じんに曝露した期間が、全体として」、「各石綿関連疾患の発症に必要な職業曝露期間以上である場合は、石綿関連疾患の発症に対する影響の度合は相対的に高い」ので、被告らの寄与割合を80%とした。他方、「各石綿関連疾患の発症に必要な職業曝露期間に満たない場合は、共同行為者として特定された被告企業ら以外のメーカーが製造販売する石綿含有建材から生じる石綿粉じんと相まって石綿関連疾患を発症させた可能性が否定できないとしても、石綿関連疾患の発症に対する影響の度合は相対的に低い」ので、「石綿肺ないし肺がんになり患した者について、被告らが製造販売する建材による粉じんにばく露した期間が、「5年に満たない場合には」被告らの寄与割合を40%、「5年以上10年未満の場合には」被告らの寄与割合を60%とした⁽³⁾。

(3) 建材メーカーの責任期間

「被告企業らが責任を負うより前に石綿粉じんに曝露した期間が長期であればあるほど、被告企業らの製造販売する石綿含有建材から生じる石綿粉じんからの曝露が石綿関連疾患の罹患に影響した度合は低下する」ので、被告らの寄与割合は、石綿肺及び肺がん罹患した者について、「責

任期間前の曝露が10年以上」の場合には50%、「5年以上10年未満」の場合には70%、「1年以上5年未満」の場合には90%、中皮腫にり患した者について、「1年以上」の場合には50%であるとした。

さらに、「被告企業らの製造販売する石綿含有建材から生じる石綿粉じん曝露した期間が、全体として、」「各石綿関連疾患の発症に必要な職業曝露期間以上である場合」においても、「一部の被告企業において、必要な職業曝露期間を満たさないのであれば、当該被告企業の製造販売行為が、石綿関連疾患の罹患に影響した度合いは限定的である」ので、当該被告の賠償額を減額した。石綿肺ないし肺がんにり患した者について、責任期間が、「1年以上5年未満」の場合には30%、「5年以上10年未満」の場合には10%を減額した⁽⁴⁾。

6 まとめ

(1) 建材メーカーの事業者・国の責任との関係を踏まえた責任範囲

建材メーカーの責任について、[5] [10] 京都1陣判決は、建設現場で作業従事者に安全配慮義務を負う事業者が第一次的な責任を負うものであり、建材メーカーは事業者に警告表示した対策を強制することができないとして、「損害の公平の分担の見地から」、損害額の3分の1に限定した。また、[14] 東京2陣判決は、事業者が一次的責任を負うのではなく、事業者の責任を独立したものであることを明確にしながらも、建材メーカーによる警告表示は、事業者が安全配慮義務を履行してはじめて損害の発生を回避できるとして、損害額の2分の1に限定する。

これらに対して、[13] 神奈川2陣控訴審判決は、警告義務を「一次的・基本的なもの」であるとして、被告らが主張する3分の1に限定することを否定した。

アスベストを含有する建材を製造販売するメーカーは、作業の現場で建材から発生する有害なアスベスト粉じんが長期間にわたってばく露されることによって、重篤な石綿関連疾患を発症する危険があることを警告し、防じんマスクを付けることなどによって粉じんがばく露されることを回避する手段をとることについて、情報を提供して警告表示をする必要がある。このような警告表示にしたがって、作業現場を管理する事業者や一人親方が粉じんがばく露されて疾患にり患することを回避できるのである。警告表示義務に違反して建材を製造販売したメーカーは、このような立場

にあることを考慮すれば、被害者に対して一次的な責任を負うものと解される⁽⁵⁾。事業者の責任を一次的なものとして、建材メーカーの責任の範囲を限定することは損害の公平な分担に反するものといえる。事業者が建材メーカーの警告表示に従わなかったために、作業従事者が疾患に罹患した場合には、事業者の安全配慮義務違反の責任が問われるのあって、事業者が安全配慮義務を負うことを理由に、建材メーカーの責任を限定することはできない。

また、国の責任は、建材メーカーに警告表示を求めることを怠ったことについて、規制権限の不行使が問われているのであり、建材メーカーの責任を前提とするものである。被害者に対して、建材メーカーの賠償責任について、国との関係において、分割することは認められない。

(2) 責任外建材からのばく露

[5] [10] 京都1陣判決は、民法719条1項後段を類推適用して、被害者の損害の全部について、被告らの集団的寄与度に限定することなく因果関係を推定するものであるが、責任外建材の寄与について、肺がん罹患した被害者の喫煙歴を考慮するのと同様にして、民法722条2項を類推適用して、被告らの寄与割合に応じて被害者の賠償額を減額する。

[11] 大阪1陣控訴審判決、[12] 九州1陣控訴審判決、[13] 神奈川2陣控訴審判決、及び[14] 東京2陣第一審判決は、[最判令和3年]と同様に、民法719条1項後段を類推適用して、責任外建材からのばく露の寄与した割合を考慮して、集団的寄与度の範囲で因果関係を推定する。寄与割合について、[11] 判決は5分の4、[13] 判決は4分の3、[14] 判決は5分の4であると認定する。さらに、[14] 判決は、被告らが製造販売した建材によるばく露期間が疾患の発症に要する職業ばく露期間に満たない場合には、被告らが製造販売した建材の影響が相対的に低いとして、疾患の種類に応じて寄与割合を減じる調整をする。[12] 判決は、被告らが製造販売した建材による集団的寄与度（3分の1）の範囲で因果関係を推定する。

責任外建材の寄与について、[5] [10] 判決のように、民法722条を類推適用すべきではない。同項は、過失相殺の規定であるが、判例において、被害者の素因が損害の発生に寄与した場合に、同項を類推適用して、過失相殺と同様に賠償額を減額調整することが認められている（最判昭和

63年4月21日民集42巻4号243頁、最判平成4年6月25日民集46巻4号400頁)⁽⁶⁾。同項を類推適用して、加害者らの間において、各々の加害者による寄与割合に応じて賠償額を減額することは、同項の趣旨に反するものであるといえる⁽⁷⁾。

民法719条1項後段を類推適用して被害者を救済する場合に、責任外建材の寄与に関しては、被告らの集团的寄与度をどのように認定すべきかを、同項後段の趣旨に照らして検討する必要がある。[最判令和3年]は、被告らの集团的寄与度について、「本件被災大工らが本件ボード三種を直接取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、各自の石綿粉じんのばく露量全体の一部にとどまるという事情」等を考慮して定まると判示する。調査官解説は、集团的寄与度の認定について、「加害者・被害者間の関係、加害者間の公平、その他諸般の事情を考慮して具体的な妥当な結論を導くための操作であり、過失相殺と同様に事案に応じて柔軟な適用が必要とされる」ものと解している⁽⁸⁾。原審の[8]判決によれば、主要ばく露建材からのばく露量が全体のばく露量の3分の1であるとされ、被告3社らの建材の市場シェアを併せた割合によるものではない。具体的な事案において、どのような要素をどのように考慮して集团的寄与度を認定するのが公平に適うといえるのかを検討する必要がある。都市型大気汚染公害訴訟において、被告企業らに大気汚染ないし原告がり患した呼吸器系疾患の寄与割合に応じて連帯責任が課されており、三において、これらの判例に照らしながら検討することにする。

(3) 建材メーカーの責任期間

[5][10] 京都1陣判決は、被告の責任期間についても、責任外建材からのばく露を考慮するのと同様に、肺がんになり患した被害者の喫煙歴を考慮するのと同様にして、民法722条2項を類推適用して、被告らの寄与割合に応じて被害者の賠償額を減額する

[11] 大阪1陣控訴審判決は、集团的寄与度の判断において、被告らが責任期間前に製造販売した建材から原告がばく露された期間について、「10年前後」、「20年以上」、「5年未満」に類型化して、期間の長さに応じて被告らの寄与割合を減じる。

[12] 九州1陣控訴審判決、[13] 神奈川2陣控訴審判決、及び[14] 東京2陣第一審判決は、責任期間前の建材によるばく露のほか、被告らが

責任期間に製造販売した建材からばく露された場合についても、被告による製造期間が短い場合には、責任期間の建材の寄与が相対的に低いとして、被告の寄与割合を減じている。これらの判決は、[5] [10] 京都1陣判決のように、民法722条2項の類推適用によるものではないが、被告らの寄与割合について、過失相殺において加害者の過失と被害者側の過失とを比較衡量して被害者側の割合に応じて賠償額を減額するように、被告が責任期間に製造販売した建材によるばく露の期間と、責任期間前に製造販売した建材によるばく露の期間、または、他社が製造販売した建材によるばく露の期間とを、疾患を発症させる影響力として相対的に比較考慮して、賠償額を減額修正する。

(2) で述べたように、民法722条2項は、過失相殺の規定であり、被害者側に損害の発生ないし拡大の原因がないにもかかわらず、加害者の責任期間における被害者の損害への寄与割合を考慮して、賠償額を減額調整するために類推適用されるべきではない。むしろ、民法719条1項後段の類推適用において、被告らの集団的寄与度を認定した後に、各々の被告について、原告の損害への寄与割合などの個別的な事情をどのように考慮してどのように減責を認めることができるかを検討する必要がある。じん肺労災訴訟において、民法719条1項後段の類推適用によって因果関係が推定される場合に、被告による、他の事業者のもとでの就労期間による減責の抗弁の当否が争われており、四において、これらの判例を参照して検討する。

三 集団的寄与度の判断基準

1 都市型大気汚染公害訴訟の判例の動向

都市型の大気汚染公害において、多数の工場・事業場が排出するばい煙に含まれる有害物質による大気汚染が発生して、住民らが気管支喘息などの呼吸器系疾患に罹患する健康被害が発生した。住民らは、工場・事業場を操業する複数の企業らを被告として、各々の被告らが損害の発生に寄与した程度が不明であるので、民法719条1項に基づいて、損害賠償を請求した。西淀川1次判決（大阪地判平成3年3月29日判時1383号22頁）、及び、川崎1次判決（横浜地川崎支判平成6年1月25日判時1481号19頁）においては、被告らが、大気汚染ないし住民らの健康被害に寄与した割合に応じて、被告らの賠償責任が認められている⁽⁹⁾。これらの判例を

みていこう。

(1) 西淀川1次判決

大阪市西淀川区に操業する被告ら10社について、被告らが排出したばい煙に含まれる二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質による原告らの健康被害を認めて、被告らが寄与した割合に応じて、原告らの請求を一部認容した。

被告の個別事由による減免責が認められない民法719条1項前段の共同不法行為が成立するには、「多数の汚染源の排煙等が重合して初めて被害を発生させるに至ったような場合において、被告らの排煙等も混ざり合って汚染源となっていることすなわち被告らが加害行為の一部に参加している（いわゆる弱い客観的関連）というだけでは不十分であり、より緊密な関連共同性が要求され」、共同行為者各自に連帯して損害賠償義務を負わせるのが妥当であると認められる程度の社会的に見て一体性を有する行為（いわゆる強い関連共同性）」が必要である。「遅くとも昭和45年以降は、少なくとも尼崎市、西淀川区及び此花区の臨海部に立地する被告企業の工場・事業所から排出される汚染物質が合体して西淀川区を汚染し、原告らに健康被害をもたらしたことを認識し、または認識するべきであったということができる」ので、同項前段が適用される。

被告の個別事由による減免責が認められる「同項後段の共同不法行為が成立するには、客観的関連共同性で足りる（いわゆる弱い関連共同性で足りる）」。「西淀川区の大気汚染は、南西型汚染と北東型汚染とが全体として西淀川区の大気を汚染したいわゆる都市型複合汚染であるが、被告企業らの工場・事業所の排煙が昭和40年代前半までの南西型汚染の主要汚染源の一翼を担っており、また、原告らが右大気汚染により本件疾病に罹患し、その症状が維持・増悪したものである。」「西淀川区の大気汚染は、南西型汚染と北東型汚染とが拮抗し、両者相まって原告らの疾病罹患に寄与したもので、昭和40年代前半の南西型汚染における被告企業の寄与度は不明であるが、この場合にも民法719条1項後段の共同不法行為が成立する。」南西型汚染と北東型汚染との「寄与度はほぼ互角である。また、昭和44年以前の南西型汚染に対する被告企業各自の寄与度を認定するに足りる立証はない。したがって、被告企業は、昭和44年以前の損害については2分の1の限度で責任を負う」。

大気汚染拡散シミュレーションに基づいて、被告らによる西淀川地域の

大気汚染への寄与割合について、「昭和 45 年までが 5 割、それ以降昭和 48 年までが 3 割 5 分、それ以降が 2 割」であり、「被告企業は右寄与割合にしたがって右損害を負担すべきところ、暴露期間や前示発症時期についての取扱い等を考慮して、被告企業の負担割合は、昭和 46 年中までに発症として取り扱った原告らについては右の 5 割、それ以降昭和 49 年中までに発症として取り扱った原告らについては右の 3 割 5 分、それ以降に発症として取り扱った原告らについては右の 2 割の各割合とする」。

(2) 川崎 1 次判決

京浜工業地帯に操業する被告ら 12 社について、被告らが排出したばい煙に含まれる二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質による原告らの健康被害を認めて、被告らが寄与した割合に応じて、原告らの請求を一部認容した。

民法 719 条 1 項の共同不法行為について、「減免責の主張立証の許否に照らすならば、同条前段及び後段の共同不法行為の要件である関連共同性における一体性の強弱も必然的に異なるものというべく、すなわち、同条前段の共同不法行為の関連共同性は、共同不法行為者間により緊密な一体性を要するのに対し、同条後段の共同不法行為の関連共同性は、社会通念上全体として一個の行為と認められる程度の一体性を有した上で加害行為の一部を負担していることで足りる」。

「遅くとも昭和 40 年代後半においては、被告企業らは、本件地域における大気汚染状況及び右大気汚染物質の影響等に共通した認識を有した上、これに対して協力して防止対策を採らなければならないという状態にあったといえ、このように、被告企業らが右防止対策を採る事態に至ったことは、つまりは、被告企業らが被告企業らの工場、事業所から排出される汚染物質が合体して原告ら住民の健康に影響を及ぼしていることを当然認識していたということができ、然らずとしても、当然に認識すべきであったということができ、したがって、右認識・対応について、被告企業らに緊密な一体性がある」。

被告企業らは、「昭和 30 年代までに本件地域において立地操業し、主として硫黄酸化物等の本件大気汚染物質を排出してきた」。「本件地域には被告企業ら以外の排出源が存在し、本件地域外の排出源から排出された右大気汚染物質の本件地域内への移入があるとしても、右被告企業らが排出した硫黄酸化物等の本件大気汚染物質の一部が原告ら居住地等に到達し、原

告らの本件疾病の発症あるいは増悪に影響を与えた」。「被告企業らの位置関係、原料・製品の供給関係、施設の利用関係などを考えると、緊密な一体性があるとまではいえなくとも、社会通念上一個の行為と認められる程度の一体性は有している」。

大気汚染拡散シミュレーションに基づいて、「被告企業らの排出した二酸化硫黄の本件地域における到達の寄与割合は、昭和40年初頭頃においては少なくとも約40%、同49年においては同様に約15%と認められる」。「右到達の寄与割合をもって被告企業ら排出に係る二酸化硫黄による原告らの本件疾病の発症等に対する寄与割合と解する」。

「到達の寄与割合は、昭和40年初頭頃及び同49年のみしか明らかではないが、」 「本件地域において、昭和20年代後半頃から大気汚染による被害の苦情が出ていたこと、被告企業らの到達の寄与割合を最小限に認定していること、被告企業らにおいては昭和40年代半ば頃から公害防止対策が本格化したこと及び原告らの本件疾病の発症には一定の暴露期間を要すると考えられること等諸事情を総合的に勘案して、昭和30年以降同48年までに発症した原告らについては、被告企業ら排出に係る二酸化硫黄による原告らの本件疾病の発症等に対する寄与割合を40%、昭和49年以降50年代前半頃までに発症した原告らについては、同様に15%であると認められる」。

(3) まとめ

西淀川1次判決及び川崎1次判決は、被告らに民法719条項前段が適用される緊密な結びつきが認められない場合においても、主要な汚染源である被告らの工場・事業場からのばい煙が大気汚染に寄与した割合を集团的寄与度として、被告らはその範囲で連帯責任を負うものと解した。被告らによる大気汚染の寄与割合について、大気汚染拡散シミュレーションによって認定し、その寄与割合でもって疾患の発症に寄与したものと判断した。被告は個別的な寄与割合を反証できないので、減責を受けることは認められない。

川崎1次判決は、データを欠く年度については、住民らの健康被害の発生状況、被告らの公害対策の進捗状況を重視して、被害者の救済に資するように、昭和30年代以前から昭和48年までについては昭和40年初頭頃の数値を、また、昭和50年代前半については昭和49年の数値を寄与割合

と認定する。

2 検討

建設アスベスト訴訟において、被害者が使用する種類の建材のうち一定以上の市場シェアを製造販売するメーカーについて、民法719条1項後段が類推適用される適格性が認められてきた。[最判令和3年]は、このような被告らは集团的寄与度の範囲で責任を負うものと解している。調査官解説によれば、集团的寄与度は、被告らによる被害者に損害を発生させるリスクの寄与度として市場シェアを合算したのではなく、評価的寄与度として、加害者と被害者、または加害者らの間の事情などを考慮して、公平に適うように判断されることになる。原審の[8]神奈川1次控訴審判決は、被害者が使用する主要ばく露建材であるスレートボードの市場シェアについて、被告らのうち1社が30%程度、2社が各々10%程度であり、併せて50%程度であるにもかかわらず、主要ばく露建材からのばく露量の割合によって集团的寄与度を3分の1であると認定し、[最判令和3年]によってその判断が確定している。他方、[12]九州1陣控訴審判決は、被告とされていない他のメーカーらの寄与した割合を除外して、被告らが寄与したと認められる範囲で被告らに連帯責任を課している。

大気汚染訴訟の西淀川1次判決及び川崎1次判決において、大気汚染によって疾患に罹患した住民らについて、住民らが居住する地域の主要な汚染源である工場・事業場を操業する被告らに、全体として大気汚染に寄与して疾患を発症するリスクを生じさせる割合を集团的寄与度として、連帯責任が課されている。これらの判例に照らせば、被害者が罹患した石綿関連疾患への集团的寄与度は、被害者が作業現場でばく露された粉じんのなかで、被害者が切断・加工するなどして取り扱うことによって、直接的に粉じんにばく露される主要な建材が疾患を発生させるリスクに寄与する割合を限度として認められる。

被害者が作業現場で使用する種類の建材を製造販売したメーカーのうち、被告らにのみ、同項後段の類推適用によって、充分性を要件とすることなく被告らの寄与度を超えて集团的寄与度の範囲で賠償責任を課することは公平な負担といえるのか。同項を類推適用する場合に、充分性の要件が充足されていない場合には、被告らの集团的寄与度の範囲に限定して連帯責任を認める見解が有力である⁽¹⁰⁾。さらに、被告について、他のメー

カーが製造販売した建材によって作業従事者が粉じんにはばく露されることを認識していることによって、同項後段を類推適用することが認められると解する見解も有力である⁽¹¹⁾。[最判令和3年]は、これらの要件について判示していないが、調査官解説は「本判決の内容は、弱い関連共同性が認められる場合に1項後段を類推適用する見解からも、弱い関連共同性に依拠せずに同項後段の類推適用を肯定する見解からも、説明することが可能である」という⁽¹²⁾。他方では、集团的寄与度の判断において、被害者らが「建設現場において、複数の建材メーカーが製造販売した石綿含有建材を取り扱うことなどにより、累積的に石綿粉じんにはばく露している」ことについて、「建材メーカーにとって想定し得た事態」であることを判示し、本件事案において、適格性が認められる大手メーカーである被告らは、作業従事者が他のメーカーらが製造販売した建材からの粉じんにはばく露されていることを認識することができたものといえる。

[11] 大阪1陣控訴審判決は、被告らについて、「石綿含有建材を製造している企業という同一性があり、他の製造企業の存在、複数の石綿含有建材の建築現場への集積、石綿含有建材からの石綿粉じん発生の可能性の認識のもとで、自社製品を販売している」ことによって、集团的寄与度による連帯責任を正当化する。民法719条1項後段の趣旨によれば、被害者に損害を発生させるリスクに寄与した被告らに関連共同性が認められない場合にも類推適用が認められると解されるが⁽¹³⁾、被告とされていない加害行為者らの寄与度を含めて集团的寄与度として連帯責任を課すには、その集团的寄与度を判断する要素として、被告らの他の行為者らの認識を要するものと解すべきである。同項後段の類推適用の効果は、集团的寄与度の範囲での因果関係の一部推定である。被告らは、個別事情による減免責の抗弁が認められ、減免責の反証ができない場合には他のメーカーに自己の寄与度を超える賠償額について求償することが可能である。このような事後的対応が可能になるように、集团的寄与度の判断要素として他の行為者の存在の認識を考慮すべきである。このような認識のもとで同種の建材を製造販売しているので、他のメーカーが無資力であり、あるいは廃業して、事後的求償をすることが不可能になった場合に、他のメーカーが負担すべきコストを最終的に負担することも公平に適うといえる。

四 被告企業の責任期間による減責

1 じん肺労災訴訟の判例の動向

炭坑や採掘場などの作業現場において、労働者らは、大量の有害な粉じん¹に継続的にばく露されてじん肺にり患する健康被害を被った。このような労災の被害者らのなかには、複数の雇用会社のもとで多数の現場で長期間にわたって作業に従事してきた者も多い。

筑豊じん肺控訴審判決（福岡高判平成13年7月19日判時1785号89頁）は、じん肺の発症について次のようにいう。「吸入した粉じんが肺に集積されることによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病であり、吸入期間及び量を主たる要因として増悪していく疾患であり、被害は、粉じん吸入の期間や量に大きく左右されるが、短期間あるいは少量であったとしても、全く無関係ということはありません、症状に何らかの悪影響を及ぼすものである（相加的暴露）。したがって、一審原告らの現症状は、これまでの粉じん吸入の全てが原因となっている」。「暴露期間あるいは量に比例して症状が変化するというような明確な知見はなく、ある程度の期間及び量の暴露（絶対的暴露）があれば、それだけでも現症状を発現させる危険性が認められる」。「粉じんを吸入すること自体は、どの炭鉱に就労していても同質であるから、複数の粉じん吸入機会があった場合、通常は、それらが相加的（相加的暴露）に影響していると思われるべきであるが、単独で発症原因となるような機会（絶対的暴露）が複数存在する場合には、相加的影響であるか、いずれかの機会に吸入した粉じんが発症原因となったか、あるいはどの程度影響を与えたかを確定することは医学上不可能である」と。

被害者らは、雇用会社に対して、各地の裁判所において、安全配慮義務違反に基づく損害賠償を求めて提訴した。複数の雇用会社に対して賠償を求めた事案では、原告らの損害に対する被告の寄与度が不明であるところ、安全配慮義務違反による債務不履行責任に民法719条1項後段を類推適用して、被告らの連帯責任が認められてきた¹⁴。

[最判令和3年]が判示した民法719条1項後段の趣旨によれば、「自己の行為が」「それだけで損害をもたらさうような」「危険性を有し、損害の原因となった可能性がある限り、」競合する加害行為者による「違法行為の存在を主張・立証しただけではその責任を免れることはできず、責

任を免れるためには更に自己の行為と損害との間に一部又は全部に因果関係がないことを主張・立証することを要する」(日鉄じん肺訴訟判決(東京地判平成2年3月27日判時1342号16頁))のである⁽¹⁵⁾。

被告会社が操業する炭坑での石炭採掘の作業に従事した期間が短い者について、前掲筑豊じん肺控訴審判決、次いで西日本じん肺控訴審判決(福岡高判平成20年3月17日判時2015号146頁)は、被告が減責を受ける基準を判示した。

(1) 筑豊じん肺控訴審判決

第一審判決(福岡地飯塚支判平成7年7月20日判時1543号3頁)は、被告ら6社について、炭坑で石炭採掘の作業に従事してきた原告らの請求を一部認容した。控訴審では、控訴した被告ら3社の責任の範囲が争われた。判決は、相加的ばく露による重合的競合の事案に民法719条1項後段を類推適用する適格性の要件について、「複数の行為が相加的に累積して被害を発生させていること(客観的共同)と各行為者が他者の同様の行為を認識しているか、少なくとも自己と同様の行為が累積することによって被害を生じさせる危険があることを認識していること(主観的要件)が必要である」と解し、「本件の場合、炭鉱企業は、じん肺の原因や発症機序を認識し、転職者については、粉じん職場での稼働歴を知っていたと考えられるし、退職者についても、さらに粉じん職場で稼働することを予想することは可能であるから、同条後段を類推適用する要件を満たしている」と判断したうえで、次のように判示した。

「じん肺の発症期間に関する諸説からみて、粉じん暴露期間が5年を超える場合には、それだけでも一審原告らの現症状を惹起するに足りる」、「『絶対的暴露』に該当すると判断される」。「1審被告3社での粉じん暴露期間が5年未満の場合には、それだけでじん肺に罹患する可能性は高くないから、絶対的暴露には該当せず、1審被告3社は、寄与度による責任の限定を求めうる」。「暴露期間とじん肺症状との間に定量的な関係まであるわけではないから、1審被告3社が主張するように、粉じん職歴の期間に応じて責任を限定することまでは相当といえないが、損害の公平な分担の観点からして、5年未満2年以上の場合は、損害の3分の2、2年未満は損害の3分の1の限度で1審被告3社に負担させるのが相当と考える」と。

(2) 西日本じん肺控訴審判決

第一審判決（福岡地判平成19年8月1日判時1989号135頁）は、被告の責任の範囲について、筑豊じん肺控訴審判決と同様に解して、原告らの賠償請求を一部認容した。本判決は、原審の判断を維持した。

「特定の加害者による単独の行為では、損害を発生させる危険性を有しないが、他の加害者による同種の行為と相まって当該損害を発生させた場合であって、加害者各人の寄与度が明らかでない場合」「においては、加害者側の反証が厳密な意味で功を奏したとまではいえなくとも、ある程度責任割合を画する客観的基準が提示されたと認められるときには、責任の公平分担の観点から、当該加害者の責任を一定の限度に止める」。

「本件元従業員らのうち1審被告における粉じん職歴が5年未満の者については、1審被告の安全配慮義務違反がじん肺の症状の増悪という悪影響を及ぼすことは否定できないし、また、他の粉じん曝露の機会と相俟ってじん肺罹患の原因となることは考えられるものの、1審被告での就労期間における粉じんの吸入のみでは、じん肺を発症させるまでには至らない可能性があり、そのみで上記従業員らの症状を発現させるに足りるだけの危険性があるとは断じ難い。

しかし、これらの者は、いずれも1審被告における就労以前に他粉じん職歴が相当期間存在し、この期間と1審被告における就労期間とを合算すると、1審被告における退職時点で粉じん職歴が累積することによって5年以上となる者ばかりである。したがって、これらの本件元従業員らについては、1審被告における就労と他粉じん職歴が累積することによってじん肺に罹患し、その症状を発現させたものといえることができる。そして、1審被告としても、そのことを認識し、或いは予見していたものというべきであり、どんなに控えめに見ても、これを予見すべきであったといわなければならない。」

「このような場合については、1審被告における就労期間だけでなく、他粉じん職歴の時期及び期間、他の粉じん職場におけるじん肺防止対策の内容及び程度等を総合的に考慮した上で責任限定の割合を判断すべきことになるが、本件では、他の粉じん職場におけるじん肺防止対策の内容及び程度に関する主張立証が十分になされているとは到底言い難い。しかし、それは1審被告に難きを強いることというべきであり、かつ、他の粉じん職場において格段に精度の高いじん肺防止対策が講じられていたとも考え

難しいことであるから、この際は、1審被告における就労期間と他粉じん職歴の期間とを比較しつつも、主として前者に依拠して1審被告の責任割合を限定する」。

(3) まとめ

筑豊判決及び西日本判決は、被告の作業現場でのばく露だけでじん肺を発症し得る期間を5年以上であると解して、被告のもとで5年未満のばく露期間の作業に従事した原告がじん肺にり患した、重合的競合の事案に民法719条1項後段を適用する場合に、被告が発生させた損害の一部を限定する証明ができなくても、他の職場で粉じんにはく露されたことを考慮して、被告に評価的寄与度による減責を認めた。被告が負担する原告の損害額について、ばく露期間が5年未満2年以上の場合には3分の2、2年未満の場合には3分の1を限度とすることを裁量的に判断した。

筑豊判決は、「複数の行為が相加的に累積して被害を発生させていること（客観的共同）」及び「各行為者が他者の同様の行為を認識しているか、少なくとも自己と同様の行為が累積することによって被害を生じさせる危険があることを認識していること（主観的要件）」を要件として、重合的競合の場合に同項後段が適用されるものと解し、本件事案がこのような要件を満たすことを認定して、そのうえで被告の責任割合を評価している。他方、西日本判決は、このような要件のもとで同項後段が適用されるものと解していないが、このような事実があることを認めて、被告の割合の判断に反映させている。そのために、被告の責任割合について、原告が被告のもとでばく露された期間を、他の職場でばく露された期間と相対的に比較して評価するのではなく、被告との雇用契約のもとでの粉じんのばく露だけでじん肺にり患する可能性が高いといえないが、他の事業者のもとでの粉じんのばく露と相加的に作用してじん肺にり患したといえることから、被告のもとでのばく露がじん肺のり患に寄与した割合を最大限に評価する。原告の個別的な就労状況による被告の寄与割合を、被告のもとでの就労期間を「2年以上5年未満」、「2年未満」に類型化して、他の事業者のもとでの就労期間を問わず、前者の場合には3分の2、後者の場合には3分の1とする。

2 検討

[最判令和3年]によれば、民法719条1項後段が類推適用されて、被告らが集团的寄与度の範囲で因果関係が推定されて連帯責任を負うことになる。被告は、原告との間の個別事情に基づいて反証を挙げて減免責を受けることができる。自らが寄与した損害の部分を特定して減責を受けることができるが、その部分を特定できない場合においても、1でみたように、評価的な寄与割合について反証を挙げることによって減責を受ける余地がある⁽¹⁶⁾。

建設アスベスト訴訟の判例は、二でみたように、被告が責任期間に製造販売した建材から発生する粉じんにはばく露された期間について、責任期間以前に製造販売された建材からの粉じんにはばく露された期間とを比較衡量して、減責ないし賠償額を減額する。[5] [10] 京都1陣判決は、「被告企業らの全体としての責任期間が各石綿関連疾患の発症に必要な職業曝露期間以上」である場合においても、「自らが責任建材を販売した責任期間が職業曝露期間に満たない場合には、かかる一審被告企業の責任建材の警告表示なき販売行為が当該被災者の石綿関連疾患の発症に与えた影響は限定的」であることを考慮し、民法722条2項を類推適用して、原告にとって疾患の発症に必要なばく露期間に対して、被告らが建材を製造販売していない期間の割合に応じて、賠償額を減額する。[11] 大阪1陣控訴審判決は、集团的寄与度の判断において、被告らが責任期間前に製造販売した建材から原告がばく露された期間について、「縦の寄与割合」として、「10年前後」、「20年以上」、「5年未満」に類型化して、期間の長さに応じて被告らの寄与割合を減じる。[12] 九州1陣控訴審判決、[13] 神奈川2陣控訴審判決、[14] 東京2陣第一審判決は、責任期間以前のばく露期間を、「20年以上」、「10年以上20年未満」、「5年以上10年未満」に3段階に類型化して段階的に限定し、さらに、疾患の種類に応じて、被告が責任期間に製造販売した建材からばく露された期間が、疾患を発生させるリスクが高いと判断できる一定期間に達しない場合には、その被告の寄与割合を限定する修正をする。

民法719条1項後段の類推適用において、被告らは、責任期間に建材を製造販売した不法行為による連帯責任を問われるのであり、[11] 大阪1陣控訴審判決のように、集团的寄与度の判断において責任期間以前の寄与割合について考慮すべきでない。建材の製造期間は責任期間の前後を問わ

ず被告の個別的な事情であり、被告らの集团的寄与度の範囲で因果関係が推定される場合に、被告の個別的な事情として、被告の寄与割合による減責の反証をどのように評価すべきかが問われることになる。

じん肺労災訴訟の控訴審判決は、1 でみたように、民法719条1項後段を類推適用するにあたって、被告の責任割合について、被告のもとでのばく露だけでじん肺にり患する可能性が低い場合においても、被告が原告のじん肺に寄与した割合を最大限に評価して、被告が減責を受けることを認めている。同項後段は、因果関係を推定する規定であり、集团的寄与度の範囲で因果関係の一部が推定された場合に、被告が個別事情について反証を挙げて減責を受けるには、一定の割合の減責の評価を基礎づける事実について反証を挙げる必要がある。原告に疾患を発症させるリスクが高いといえるばく露期間以上の期間にわたって、被告が責任期間に建材を製造販売している場合には、責任期間以前に製造販売された建材によるばく露期間の長短を問わず、減責の評価を基礎づける事実があると解することはできない。じん肺労災訴訟の控訴審判決は、このような判断のもとに、被告のもとでの就労期間におけるばく露だけでじん肺を発症するリスクが低い場合に限定して、被告の減責を認めているといえる。被告が製造販売した建材による粉じんのばく露期間が、疾患を発症するリスクが高いと判断できる期間に満たない場合には、その期間にばく露された粉じんによる疾患を発症させるリスクへの寄与を最大限に評価して、被告の減責が認められることになる。

被告が責任期間の前後にわたって建材を製造販売する場合には、責任期間以前においても自らによる建材の製造販売が疾患を発症させるリスクを与えている⁽¹⁷⁾。責任期間以降は、被告は警告表示義務に違反して、責任期間以前から継続して製造販売した建材から生じる粉じんが、以前に製造販売した建材が原因となる疾患を発症ないし増悪させるリスクを増大させているのである。このような被害の実態にもかかわらず、被告が責任期間前に製造販売した建材からのばく露期間を考慮して、他のメーカーが責任期間前に製造販売した建材によってばく露された場合と同様に、被告を減責するのは、公平に適うものとはいえない。じん肺労災訴訟控訴審判決が判示したのは、他の事業者のもとで粉じんにばく露された事案における減責の基準である。被告は、民法719条1項後段を類推適用する要件として適格性が認められて、製造販売行為と健康被害との間に集团的寄与度の範

囲で因果関係が推定されている。責任期間における建材を製造販売した期間が極めて短い場合には、個別的事情による減責の問題でなく、適格性の当否が問題となる⁽¹⁸⁾。責任期間内での製造販売行為だけで疾患を発症させるリスクを十分に生じさせるといえない場合でも、同項後段の適格性の要件を充足していると判断したうえで、被告が責任期間以前に製造販売した建材の疾患への寄与割合が相対的に高いという個別事情による、被告の減責を認めるべきではない。

五 今後の課題

建設アスベスト訴訟は、政策形成訴訟として、作業現場で石綿含有建材による粉じんばく露されて重篤な石綿関連疾患に罹患して健康被害を受けた作業従事者らを全面的に救済することを、建材メーカーらと国に求めるために展開されてきた⁽¹⁹⁾。

2021年5月17日の〔最判令和3年〕の後に、同年6月9日、国の賠償責任に関しては、議員立法によって「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」（建設石綿給付金法）が成立した⁽²⁰⁾。所定の石綿関連疾患に罹患した労働者、一人親方及び中小事業主に対して、国によって、所定の給付金が支給される制度が整備されて、2022年1月19日より施行されている。他方、2021年6月16日、建設アスベスト訴訟全国連絡会は、基金制度への参加を拒否している建材メーカーらに対して、基金への参加を要求する声明を発出したにもかかわらず、建材メーカーらが基金に拠出して補償制度を拡充する法改正は実現することなく、現在も各地でメーカーらを被告とする訴訟が続いている。〔最判令和3年〕において、建材メーカーの責任が確定したにもかかわらず、メーカーに賠償を求める被害者らは、メーカーらから補償を受けるのに不可欠になっている勝訴判決を得るために多大な負担を強いられている。

〔最判平成3年〕が民法719条1項後段を類推適用して原告の請求を認容する判断は、建材メーカーの市場シェアを通じて適格性が認められた被告企業らについて、被告らの集団的寄与度の範囲で連帯責任を課すものであり、集団的加害による個別的な被害を救済するだけでなく、集団的加害による集団的被害の救済を指向するものといえる。個別的な救済でなく、建材メーカーらが、重篤な石綿関連疾患を発症する危険のあるアスベスト含有建材を、長期間にわたって大量に製造販売して作業現場に継続的に供

給することによる、作業従事者らの集団的被害の実態に適うように、集団的被害の救済を実現することが求められている⁽²¹⁾。

(注)

- (1) 調査官解説として、中野琢郎「判解」法曹時報74巻4号(2022)75頁〔ジュリスト1562号84頁、法律のひろば74巻11号56頁(2021)〕。民法719条1項後段の類推適用に関する判例解説として、大塚直・論究ジュリスト37号182頁、加藤新太郎・NBL1205号101頁、瀬川信久・現代消費者法53号72頁、吉村良一・法時93巻11号50頁、石橋秀起・法時93巻11号64頁(2021)、大塚直・環境法研究14号129頁、林誠司・令和3年度重要判例解説72頁、拙稿・環境と公害51巻3号20頁(2022)。
- (2) 加藤一郎『不法行為(増補版)』(有斐閣、1974)218~220頁、潮見佳男『不法行為法Ⅱ(第2版)』(信山社、2011)218~220頁、前田陽一『債権各論Ⅱ不法行為法(第3版)』(弘文堂、2017)145~146頁、吉村良一『不法行為法(第6版)』(有斐閣、2022)272~274頁、大塚直編著『新注釈民法(16)』(有斐閣、2022)301~303頁など。民法719条の通説が形成される過程について、瀬川信久「共同不法行為論展開の事案類型と論理」平井宜雄古稀記念『民法学における法と政策』(有斐閣、2007)674頁以下、前田陽一「共同不法行為論の展開と平井理論」瀬川信久ほか編『民事責任法のフロンティア』(有斐閣、2019)478頁以下、拙稿「共同不法行為学説史」平井一雄ほか編『日本民法学史統編』(信山社、2015)475頁以下。
- (3) 中皮腫にり患した者について、「1年に満たない」場合に減額修正する必要があるが、ついては、そのような被害者が原告となっておらず、寄与割合を判示していない。
- (4) 中皮腫にり患した者についても、被告の責任期間が「1年未満」の場合に減額修正する必要があるが、そのような被害者が原告となっておらず、減額修正を判示していない。
- (5) 大塚直「判批」L&T.73号(2016)24~25頁、拙稿「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの責任(1)」成蹊法学90号(2019)146~47頁。
- (6) 最判平成8年10月29日民集50巻9号2474頁は、被害者の身体的特徴について、同項を類推適用して減額することを否定した。被害者の訴因に同項を類推適用する問題点について、窪田充見『過失相殺の法理』(有斐閣、1994)47頁以下。
- (7) 石橋秀起「建設アスベスト訴訟と民法719条1項後段の責任」吉村良一先生古稀記念『現代市民社会における法の役割』(日本評論社、2020)260頁。
- (8) 中野・前掲注(1)163頁。能見善久「共同不法行為責任の基礎的考察(8・完)」法協102巻12号(1985)2191頁を引用する。
- (9) 名古屋南部大気汚染訴訟判決(名古屋地判平成12年11月27日判時1746号3頁)は、被告ら11社について、被告らが排出したばい煙に含まれる二酸化硫黄

建設アスベスト訴訟における建材メーカーの賠償範囲

及び浮遊粒子状物質による原告らの健康被害を認めて、被告らが寄与した割合に応じて、民法719条1項前段に基づく賠償請求を一部認容した。「被告会社らの排煙に由来する硫黄酸化物は本件地域の硫黄酸化物すべてではない」。「被告会社らは、原告らの損害につき、その排出物の寄与度に応じた割合の合計部分相当につき責任があると解するのが相当である。すなわち具体的には、本件患者の慰謝料等を確定し、これに対し、その発病等時期、最寄りの測定局における二酸化硫黄の寄与度に応じた割合で損害賠償をするのが相当である」と判示する。

- (10) 大塚直「建設アスベスト訴訟に関する大阪高裁二判決と今後の課題」判時2404号(2019)308~309頁、吉村良一『政策形成訴訟における理論と実務』(日本評論社、2021)356頁。
- (11) 前田陽一「民法719条後段をめぐる共同不法行為論の新たな展開」野村豊弘先生古稀記念『民法の未来』(商事法務、2014)327~328頁、瀬川信久「加害者不明型共同不法行為における因果関係の証明と寄与度責任」環境法研究4号(2016)51~52頁、大塚・前掲注(10)309~310頁、石橋・前掲注(7)258~259頁。
- (12) 中野・前掲注(1)162頁。
- (13) 拙稿「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの責任(2・完)」成蹊法学91号(2019)43~46頁。
- (14) 前掲筑豊じん肺訴訟控訴審判決は、「いずれも債権者の生命又は身体を保護することを目的とする債務を負う複数の債務者の債務不履行が、因果関係以外の点で債務不履行に基づく損害賠償責任の要件を充足する場合において、択一的競合又は重合的競合の関係があるときには、その論理構造は同一であり、かつ、債権者を救済する必要性のあることは不法行為の場合と異ならないから、債務不履行に基づく損害賠償責任についても、民法719条1項後段の規定を類推適用するのが相当である」と判示する。
- (15) 同旨、千葉地判平成5年8月9日判タ826号125頁(千葉じん肺訴訟判決)、長崎地判平成6年12月13日判時1527号21頁(伊王島じん肺訴訟判決)、長崎地判平成10年11月25日判時1697号3頁(長崎日鉄じん肺訴訟判決)、札幌地判平成11年5月28日判時1703号3頁(北海道石炭じん肺訴訟判決)、福岡地判平成13年12月18日判タ1107号92頁(三井三池炭鉱じん肺訴訟判決)。
- (16) 石橋秀起「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの集団的寄与度に応じた連帯責任」立命館法学399=400号(2022)20頁。
- (17) 判例による責任期間の始期の認定に関する問題点について、拙稿「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの警告表示義務」吉村良一先生古稀記念論文集『現代市民社会における法の役割』(日本評論社、2020)286~289頁。
- (18) 被告の適格性の判断において、被告が製造販売した建材について、市場シェアによって現場到達事実が推認される。被告は、反証を挙げて推認を覆すことができる。最判令和3年5月17日民集75巻6号2303頁は、「本件立証手法に

において認定される自社の石綿含有建材に係る事実には誤りがあるというのであれば、自社の資料を保管していなかったとしても、建材メーカーとして入手可能な様々な資料を提出してその誤りを指摘することは必ずしも困難ではないと考えられる」という。

- (19) 水口洋介「政策形成訴訟としての建設アスベスト訴訟の到達点と課題」環境と公害 51 卷 3 号 (2022) 8 頁。
- (20) 厚生労働省 HP ; https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html 参照。
- (21) 吉村良一「アスベスト被害救済のあり方」環境と公害 51 卷 3 号 (2022) 2 頁、拙稿「建設アスベスト補償基金制度について」成蹊法学 95 号 (2022) 67 頁。